

## ひたちなか市建設工事等からの暴力団等の 排除に関する協定締結について

ひたちなか市は、平成20年4月28日付けで、市が発注する建設工事及び設計業務等の参加対象と工事現場から暴力団等を排除するため、ひたちなか西警察署とひたちなか東警察署との間で「ひたちなか市建設工事等からの暴力団等の排除に関する協定」を締結しました。

市と警察署の相互の連絡協議体制を確立し、暴力団等の不良不適格業者の排除の徹底を図り、公共工事の適正な施工に努めます。

### 1 協定書の主な内容

#### (1) 建設工事等の競争入札参加対象からの排除

市長は、建設工事及び設計業務等の入札参加有資格者の名簿を作成したときは、警察署長に提出すること。

警察署長は、有資格者が「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」及び「ひたちなか市建設工事等暴力団排除対策措置要綱」に掲げる措置要件に該当すると認める事実を確認したときは、市長に対し、速やかに排除要請等の通報をすること。

市長は、排除要請等の通知を受けたときは、「ひたちなか市建設工事等業者選定審査会」で審議し、有資格者が指名停止等の措置要綱又は暴力団排除対策措置要綱の措置要件に該当すると判断したときには、指名停止等の措置を講ずるとともに、警察署長に対し速やかにその結果を報告するものとする。

#### (2) 工事現場からの排除

市長は、有資格者が暴力団等における不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、市長への報告と、警察に対する通報及び捜査協力等を行うことを指導するとともに、これらを怠った場合は指名停止等の措置を講ずるものとする。

市長は、有資格者から上記の報告を受けたときは、その内容を速やかに警察署長に通報するものとする。